

再意見書

平成19年3月15日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう しーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務の認可に係る制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

はじめに、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務の認可に係る制度の運用に関する意見募集の結果及び再意見の募集」につきまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いいたします。

再意見提出者：ソフトバンクBB株式会社、BBテクノロジー株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
日本電信電話株式会社（以下、「NTT 持株」。）	<p>情報通信市場は、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスなサービスが主体となってきており、更に今後は固定／移動や通信／放送等の融合化が進展することが予測されています。こうした技術・市場環境の中で、NTT東西がお客さまのより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくためには、<u>活用業務制度をより積極的に利用していくことが不可欠になっており、更には多様な競争の創出による市場の活性化といった観点からも、NTT東西が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが期待されているものと考えております。</u></p>	<p>【活用業務制度の利用が不可欠】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 再編・ドコモ分離の趣旨に則すと、あくまでも活用業務は例外的なものとして整理されるべきであり、活用業務を積極的に利用し、これを中心として NTT 東西が事業展開することは、NTT 再編の趣旨を形骸化するものであることから、不相当であると考えます。仮にこのようなことが現実になるのであれば、NTT の在り方について改めて議論を行う必要があると考えます。 また、そもそも NTT 東西の市場支配力の源泉であるボトルネック設備の構造的分離がなされ、真に競争事業者との同等性が確保されない限り活用業務は認められるべきではなく、アクセス網の構造的分離の早期実現が困難であるならば、実質的なアクセス網の分離として、機能分離を早急に実現することが必要であると考えます。 なお、NTT の機能分離の検討に際しては、英国 BT の機能分離の事例(※)が参考になるものと考えます。 <p>(※)参考資料を参照</p>
東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」。）	<p>情報通信市場は、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスなサービスが主体となってきており、更に今後は固定／移動や通信／放送等の融合化が進展することが予測されています。こうした技術・市場環境の中で、弊社がお客さまのより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくためには、<u>活用業務制度をより積極的に利用していくことが不可欠になっており、更には多様な競争の創出による市場の活性化といった観点からも、弊社が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが期待されているものと考えております。</u></p>	

意見提出者	該当部分	再意見
西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本。)	今後とも、 <u>NTT西日本としては、本制度を積極的に活用し、ユーザーニーズに迅速・的確に対応することにより、世界に先駆けたブロードバンド・ユビキタスマーケットの創造及びそれらを提供するネットワーク環境の実現に積極的に取り組んでいく所存</u>	
NTT 持株	また、アクセス系設備のオープン化、コロケーションルールの整備、電柱・管路の利用の促進等、 <u>ボトルネック設備の開放が進められてきたことから、IPネットワークについては、他事業者はこれらを利用することにより県内／県間の区分がない一体的で独立なネットワークを自前で構築し、エンド・トゥ・エンドのIPサービスを提供しています。その結果、DSL・光・CATV等によるIPブロードバンド市場の競争は十分に進展しており、公正競争上の観点からNTT東西が活用業務制度によりシームレスなIPサービスを提供することを制限する必要性はないものと考えております。</u>	【ボトルネック設備開放の進展】 <ul style="list-style-type: none"> DSL 市場においては、ドライカッパの開放が進んだことから競争が進展し、料金低廉化、通信速度の高速化及びサービスの多様化が実現しています。しかしながら、FTTH 市場では OSU の共用（分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定）が実現されていない等ボトルネック設備の開放が不十分であることから、NTT 東西は FTTH 市場におけるシェアを顕著に拡大しており、その独占性は着実に増大しています。 さらに、営業面のファイアーウォール等、ボトルネック設備に起因する独占力の行使を防止する措置も不十分であり、全てのサービスにおいて NTT 東西の優位が維持されています。 従って、このような状況では活用業務の拡大は認められないと考えます。
NTT 東日本	また、アクセス系設備のオープン化、コロケーションルールの整備、電柱・管路の利用の促進等、 <u>ボトルネック設備の開放が進められてきたことから、IPネットワークについては、他事業者はこれらを利用することにより県内／県間の区分がない一体的で独立なネットワークを自前で構築し、エンド・トゥ・エンドのIPサービスを提供しています。その結果、DSL・光・CATV等によるIPブロードバンド市場の競争は十分に進展しており、公正競争上の観点から弊社が活用業務制度によりシームレスなIPサービスを提供することを制限する必要性はないものと考えております。</u>	

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 持株	<p>これまでの活用業務の運用では、認可条件により個別のサービス毎に認可が必要とされてきたところですが、各電気通信事業者は、従来の電話・専用・データといったサービスごとのネットワークに代えて、IP技術によりこれらを統合したネットワークの構築を志向しているところであり、このようなネットワーク上で提供されるサービスについては、多種・多様なサービスのメリットを迅速に享受できるというお客さま利便性の向上の観点から、現行の運用を見直し、包括的な認可としていただきたいと考えます。</p>	<p>【活用業務の包括的認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 包括的認可は、公正競争環境が十分に整備されていない状況下でNTT東西の自由度をさらに高めることに繋がるため、認められないと考えます。 • また、そもそも活用業務制度は、現行制度の枠組みの中では例外的な規定であり、個別に影響を検証することが必要であることから、包括的に認可することは認めるべきではないと考えます。 • 従って、個々の活用業務ごとにその内容を細部まで明らかにした上で、適切な形で審査を実施し、個別の局面ごとにNTTと競争事業者の同等性が担保されているかについて検証することが必要であると考えます。 • 仮にNGNについて包括的認可を認めるのであれば、最低限必要な措置として、当該ネットワークの利用等に関してNTT東西の利用部門と競争事業者との公平性を真に確保する実質的機能分離が実現される必要があると考えます。 • 実質的機能分離が実現されない状況下で包括的認可が認められた場合、NGNが業務範囲規制のないままNTTの主力サービスとなるため、公正競争上、極めて問題であると考えます。
NTT 東日本	<p>これまでの活用業務の運用では、認可条件により個別のサービス毎に認可が必要とされてきたところですが、各電気通信事業者は、従来の電話・専用・データといったサービスごとのネットワークに代えて、IP技術によりこれらを統合したネットワークの構築を志向しているところであり、このようなネットワーク上で提供されるサービスについては、多種・多様なサービスのメリットを迅速に享受できるというお客さま利便性の向上の観点から、現行の運用を見直し、包括的な認可としていただきたいと考えます。</p>	
NTT 西日本	<p>さらに、ひとたび当該業務の活用業務認可を受ければ、IPサービスの高度化・多様化や技術の進展に伴う設備の更改・新設等はもとより、同一ネットワークを利用する類似サービスの提供については、包括的に認可されているものとして、改めての活用業務認可申請は不要と取扱うべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 持株	<p>また、これまでの認可条件において、<u>県間設備の調達方法を変更し、例えば相互接続の形態から卸・IRU・自前設備による形態に変更する場合には改めて認可が必要とされてきましたが、県間通信市場は既に十分な競争状況下であり、県間設備の調達方法の変更が公正競争の確保に支障を及ぼすことは考えられないことから、新たに認可を受けることなく県間設備の構築・調達方法を弾力的に変更できるよう運用を見直していただきたいと考えます。</u></p>	<p>【活用業務認可後の設備変更等における弾力的運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT グループの連携が危惧されている中で、NTT 東西の本来の業務範囲を超える設備調達の自由度を高めることは認められないと考えます。 • 自前設備及び IRU による県間設備構築は、NTT 東西が自ら県間設備を構築して県間サービスを提供することを意味し、そもそも認められるべきではないと考えます。
NTT 東日本	<p>また、これまでの認可条件において、<u>県間設備の調達方法を変更し、例えば相互接続の形態から卸・IRU・自前設備による形態に変更する場合には改めて認可が必要とされてきましたが、県間通信市場は既に十分な競争状況下であり、県間設備の調達方法の変更が公正競争の確保に支障を及ぼすことは考えられないことから、新たに認可を受けることなく県間設備の構築・調達方法を弾力的に変更できるよう運用を見直していただきたいと考えます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 卸電気通信役務による県間設備調達についても、相互接続よりも更に不透明性が増すばかりでなく、他社から卸電気通信役務の提供を受けている区間を含め自社の電気通信役務として提供できることになることから、認められるべきではないと考えます。 • 相互接続先事業者の変更についても、個別に活用業務の認可申請を行い、個別の局面ごとに NTT と他事業者の同等性が担保されているかについて検証することが必要であり、弾力的な運用

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 西日本	<p>既に活用業務認可を受けたIPを利用したサービスは、市場が立ち上がり期であることや技術の進展が急速であることから、維持・運営していく過程において、以下のようなことが十分想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の更改や新設 ・新たな伝送路の調達 ・提供形態の変更(相互接続による提供から卸役務調達や自前設置による提供等) ・標準化機関が公表したインターフェースのバージョンアップ(IPv6から次のIPバージョンへの移行等) <p>これらについて、お客様へ提供されるサービスの内容に本質的な変更がなく、提供するために過大な投資を伴わない場合には、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであり、<u>お客様利便の向上や効率的な行政運営の観点から、改めての活用認可申請は不要なものとして取扱うべきと考えます。</u></p>	<p>は認められないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 仮に包括的認可を認めるのであれば、NTT 東西の利用部門と競争事業者の公平性を真に確保する実質的機能分離の実現が最低限必要な条件になるものと考えます。
NTT 西日本	<p>一方、現行のガイドラインにおいて公正な競争を確保するために必要な措置として、「競争事業者が東西NTTと同様な条件で同様な業務を実施可能とすべきであり、時期の同等性も含み得る」とされており、</p> <p>しかるに、新たなIP市場への参入にあたっては、新たなサービスを提供するために必要な機器や伝送路が市中で調達可能であること、電力系事業者やCATV事業者のようにアクセス設備を自前で構築しIPサービスを提供している事業者が既に存在することを踏まえれば、意欲のある競争事業者にも等しく参入機会はあるものと考えられます。</p> <p>従って、このような新たなIP市場に対し、NTT西日本が自らリスクをもって参入する場合においては、<u>仮に同様の新サービスを提供する競争事業者が存在しないとしても、新たなIP市場の立ち上げ、ひいては競争の促進の観点から、積極的に活用業務を認可していただきたい</u>と考えます。</p>	<p>【時期の同等性】</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT 東西が有するボトルネック設備の開放や各種情報の開示等が不十分であることから、時期に関する同等性も含め、競争事業者との間の同等性は確保されていません。このような状況において活用業務が積極的に認可されることは認められないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 持株	<p>NTT東西は本制度を活用して、お客さまニーズに応え、IP化の進展等の技術革新に対応した17件の新サービスを実現してきたところであります。このように、<u>活用業務制度は、お客さまの利便性の向上や料金の低廉化の実現、更には新たな競争による我が国電気通信市場の活性化・発展に大きく貢献してきたものと考えています。</u></p>	<p>【お客様ニーズ及び電気通信市場の活性化・発展に対する活用業務制度の寄与】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用業務制度による業務範囲拡大は、短期的には「NTT 東西」のお客様のニーズに応えるものであったとしても、中長期的には競争の衰退により、電気通信市場の利用者全体にとって不利益となる可能性があると考えられます。
NTT 東日本	<p>弊社は本制度を活用して、お客様ニーズに応え、IP化の進展等の技術革新に対応した8件の新サービスを実現し、多数のお客様にご利用いただいているところであります。このように、<u>活用業務制度は、お客さまの利便性の向上や料金の低廉化の実現、更には新たな競争による我が国電気通信市場の活性化・発展に大きく貢献してきたものと考えています。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西が業務範囲規制を超えて市場参入する場合、独占分野からのレバレッジが可能である限り、当該市場は歪んだ競争環境となり、中長期的には電気通信市場の健全な活性化・発展を阻むものになると考えます。 従って、活用業務の審査においては中長期的な競争環境やお客様への影響についても十分に検証されるべきであると考えます。
NTT 西日本	<p>この間、我が国のIPブロードバンド市場においては、情報通信技術（ICT）の目覚ましい革新や多数の事業者の積極果敢な市場開拓と相俟って、激しい競争が繰り広げられており、<u>NTT西日本が営んできた活用業務によって、競争を阻害するような状況にないことは明らかであります。むしろ、本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発展に大きく寄与したものと認識しております。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> またその際には、「NTT 東西」のお客様だけでなく、電気通信市場全体の利用者への影響という視点で分析を行うことが重要であると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 持株	<p>現在のガイドラインでは、標準処理期間に関し「軽微事案については、原則1ヶ月以内に、事業者からの意見聴取等、慎重な検討が必要な場合には、原則3ヶ月以内」とされていますが、現実には、全ての事例について申請から認可までに2～3ヶ月の期間を要しています。NTT東西による新サービスの導入が申請から認可までの期間の長さにより遅れるとすれば、①お客様の利便性が損なわれること、②NTT東西が競争上他社に比べて不利な状況に陥ること、また、③公正競争に支障を及ぼす等の事例がなかったことから、今後は基本的に処理期間を1ヶ月以内として運用いただくことを要望します。</p>	<p>【認可手続の簡素化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の NTT 東西の認可申請内容及び実施状況報告内容の乏しさからしても、十分かつ慎重な検討を実施することが必要であり、検討期間として標準処理期間を1ヶ月以内に短縮して運用することは不可能であると考えます。 活用業務制度は、NTT 東西の本来の業務範囲を超えて、例外的にサービス提供することを認可手続により認めるものであり、全ての活用業務案件が非常に大きな影響力を持っていることから、軽微なものとして扱うことが可能な案件は存在しないものと考えます。
NTT 東日本	<p>現在のガイドラインでは、標準処理期間に関し「軽微事案については、原則1ヶ月以内に、事業者からの意見聴取等、慎重な検討が必要な場合には、原則3ヶ月以内」とされていますが、現実には、全ての事例について申請から認可までに2～3ヶ月の期間を要しています。弊社の新サービスの提供開始が申請から認可までの期間の長さが原因で遅れるとすれば、①たとえ数ヶ月であろうと、お客様に対して新サービスの提供が遅れ、お客様利便を損ねること、②弊社が競争上他社に比べて不利な状況に陥ること、また、③これまでの活用業務の実例の中で公正競争に支障を及ぼす等の事例がなかったことから、今後は基本的に処理期間を1ヶ月以内として運用していただくことを要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活用業務の認可手続については、その影響の大きさを鑑みれば、標準期間を設けず、徹底的に公正競争環境への影響を分析した上で、真に問題がないことが確認された場合に限り、認可する制度とすべきであると考えます。 具体的には、全ての活用業務認可申請において複数回の意見募集や公聴会等の機会を設ける必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 西日本	<p>現行のガイドラインにおける標準処理期間については、「①軽微と認められる事案については、原則として1ヶ月以内に、②競争事業者からの意見聴取の機会を設ける場合等、慎重な検討が必要と認められる場合には、原則として3ヶ月以内に認可の可否を決すること」とされています。</p> <p>一方、実際の運用にあたっては、NTT西日本が認可を受けた9件についてすべて慎重な検討が必要とされ、軽微と認められた案件はありませんでした。</p> <p>しかし、軽微か否かの判断にあたっては、すでに十分な認可の事例が蓄積され、また、認可のプロセスにおいて競争事業者から寄せられた意見についても、案件によっては特段の意見がない場合や同様の意見が繰返し提出されるケースが散見されること等を踏まえ、<u>軽微と認められる案件の一定の類型化は可能と考えます。</u></p> <p>さらに、変化の激しい電気通信市場において、申請から認可までの期間に3ヶ月を要することは、ユーザニーズに迅速・的確に対応することができず、ひいてはユーザ利便の向上に支障をおよぼすことから、<u>認可に係る処理期間については、可能な限り短縮していただきたいと考えます。</u></p>	

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 西日本	<p>そもそも、行政機関様にご利用頂く異行政区間における回線サービスについては、以下の理由から、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであり、<u>今後は軽微と認められるべきと考えます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域省令という従来、同一行政区域で取扱われる区域を省令により変更していること ・サービスを提供する距離も短く伝送容量も小さいことが多く費用負担が少ないこと ・行政機関が提供事業者を入札等により公正な競争により調達されること 	<p>【行政機関に提供する活用業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの提供相手がどのような主体であったとしても、また手続の透明性がいかに確保されていたとしても、活用業務については NTT 東西の本来業務ではないことから、個別に必要な十分な審査が実施されるべきであると考えます。 ・ そもそも、前述のとおり、軽微な案件とされる活用業務は存在しないものと考えます。
NTT 西日本	<p>活用業務の実施状況については、毎年報告および公表が求められておりますが、特に年限が設定されていないため、活用業務が増えるたびに報告・公表も増加しております。</p> <p>今後、活用業務が市場の変化に伴い、毎年の実施状況の報告内容に変更が乏しく、きわめて形式的になることも想定されることから、<u>予め設定した一定期間の後に地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを確認することにより、以降の報告・公表を不要とすることがコスト負担の軽減につながるとともに、効率的な行政運営に資する</u>と考えます。</p>	<p>【実施状況報告の制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務は、NTT 東西の本来業務でないため、永続的に業務内容を検証していくことが必要です。このため、外部検証の機会を確保するよう、実施状況報告の継続的实施を義務付けることが必要であると考えます。 ・ なお、現在の実施状況報告のような不十分な報告内容では、活用業務の提供に関して公正競争条件等が担保されているか否かについて検証することは不可能であり、NTT 東西による挙証責任が十分に果されていないものと考えます。よって、より詳細な外部検証を可能とするため、実施状況報告の内容をより精緻化することが必要であると考えます。 ・ 更に、弊社共が 2 月 9 日付けの当初意見書において述べたとおり、実施状況報告に対するパブリックコメントを実施する等のチェック機能を設けるとともに、NTT 東西が満たすべき各種要件に不備がある場合の具体的な措置(活用業務認可条件の見直し、認可の取り消し等)を競争セーフガード制度のガイドライン等において

意見提出者	該当部分	再意見
		て明示する等、外部検証機能をより充実させることが必要であると考えます。
KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」。)	<p>活用業務が実質的な主力業務となり、本来の事業目的としてNTT法で定められている地域電気通信業務とのバランスが逆転し、NTTドコモ分離及びNTT再編成の趣旨を損なうおそれがあります。</p> <p>IP化の進展を見据えた中長期的なお客様利便の確保のためには、NTT再編成以前の独占状態への回帰はあってはならず、NTTドコモ分離及びNTT再編成の趣旨を踏まえ、現状の活用業務認可制度を改めて抜本的に検証する必要があると考えます。</p>	<p>【NTT再編の趣旨に則した活用業務制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> • KDDI 殿の意見に賛同します。 • 前述のとおり、NTT 東西の市場支配力の源泉であるボトルネック設備の構造的分離がなされ、真に競争事業者との同等性が確保されない限り、活用業務は認められるべきではなく、NTT の在り方も含め、活用業務制度の抜本的な見直しを行うことに賛同します。
KDDI	<p>1992年のNTTドコモ分離の趣旨を踏まえれば、<u>NTT東・西によるMVNOを含む実質的な移動体通信事業及びFMC事業への進出は認められるべきではありません。</u>また、1999年のNTT再編成の結果、<u>インターネット接続事業等をNTTComに承継させた経緯を踏まえれば、NTT東・西による上位レイヤへの進出も認められるべきではありません。</u>なお、NTT東・西以外のNTTグループ企業がこれらのサービスを提供するにあたり、<u>実質的にNTT東・西が営業面または技術面でコントロールすることも認められるべきではありません。</u></p> <p>従って、以下の事業領域は、活用業務認可制度の対象外であることを予めガイドラインに規定すべきと考えます。</p>	<p>【移動体分野、上位レイヤへの進出の禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> • KDDI 殿の意見に賛同します。 • NTT再編の趣旨を鑑みた場合、NTT 東西が移動体通信事業、FMC 事業及び ISP 事業を提供することは、そもそも活用業務の範疇ではなく、申請自体受け付けないことをガイドライン等において明確にすべきであると考えます。
KDDI イー・アクセス株	<p>例えば、NTT東・西の活用業務であるIP電話サービスにおいて、回線名義人確認を要する番号ポータビリティを利用する場合、NTT東・西は自身の顧客データベースを閲覧し、即時に回線名義人を確認できる立場にあります。一方、接続事業者はNTT東・西の顧客データベースを直接閲覧できないため、<u>NTT東・西の間で手続きが必要であり、同等性を欠いています。</u></p> <p>これまで、フレッツなど新サービスの受付が116であったため、接</p>	<p>【営業面のファイアーウォール確保の問題事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • KDDI 殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。 • NTT 東西は営業面のファイアーウォールが厳格に確保されていると説明していますが、実際にはここで挙げられている問題が発生しており、営業面のファイアーウォール確保が不十分なことは

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社／イー・モバイル株式会社（以下、「イー・アクセス／イー・モバイル」。）	<p>続事業者との公平性が担保されていませんでした。</p> <p>現在は、受付番号が116から0120-116-116に変更になりましたが、受付業務としては従来の116と同じ窓口につながるようになっており、改善されていません。</p> <p>独占的業務である加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、<u>他事業者が利用できないものを用いた営業活動の禁止、違反した場合の営業停止を認可条件に追加すべきと考えます。</u></p>	<p>明らかであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、競争事業者が利用できない優位性を用いた営業活動を厳格に禁止する等、真の同等性を確保するために、実質的な機能分離を早急を実現する必要があると考えます。
イー・アクセス／イー・モバイル	<p>接続事業者がNTT東西と同等のサービスを同じ時期にサービス開始できるよう、接続ルールを整備して機能のアンバンドルをおこない、接続料金の設定及びコロケーションに必要な場所等の提供については、これまでの活用業務の認可申請と同様に、公平性を担保していただけるよう強く要望します。</p>	<p>【競争事業者との同等性確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> イー・アクセス殿、イー・モバイル殿及びケイ・オプティコム殿の意見に賛同します。 時期の同等性も含めた NTT 東西と競争続事業者との間の各種同等性が確保されていない限り、活用業務を認可すべきでないと考えます。
株式会社ケイ・オプティコム（以下、「ケイ・オプティコム」。）	<p>e. 活用業務の認可にあたり、公正な競争を確保するために必要な措置として、取引条件や顧客情報へのアクセス等競争事業者がNTT東西と同様の業務を実施するうえで、重要かつ不可欠な要素について両者間の同等性を確保することが求められていますが、同等性には「時期の同等性」も含まれており、NTT東西が当該業務を開始する時点までに競争事業者がNTT東西と同等の条件で同種の業務の提供を開始できる環境が整備されていることが基本とされています。しかしながら、「時期の同等性」に関する環境整備の実施については、真に同等性が確保されているか確認できない状況であるため、環境整備実施の公表と確実に同等性が確保できていることを確認できるしくみが必要と考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス／イー・モバイル	<p>また、認可条件の一つとして、NTT東西も接続事業者と同等にコロケーションリソース(スペース、電源、空調など)や加入ファイバ、中継ファイバについての調査手続き及び利用の申込手続きを行うべきと考えます。これは、認可前に確保しているリソースを使用するのであれば接続事業者との公平性を担保できないからです。</p>	
KDDI	<p>3. 審査にあたって考慮すべき市場支配力の濫用の形態</p> <p>市場支配力の濫用の形態については、反競争的行為を行う場合だけでなく、次の2点も考慮すべきと考えます。</p> <p>(1)アクセス部門の保有による競争上優位な状況 アクセス部門とサービス提供部門が一体であるが故に、NTT東・西は事業戦略策定やその遂行上の優位性を保持しており、「日本電信電話株式会社の在り方について」において述べられているような、NTT再編成以前と同様の問題が惹き起こされているものと考えられます。</p> <p><例> 加入電話の顧客情報をフレッツの営業に用いること及びフレッツの顧客情報をひかり電話の営業に用いることが禁止されていないことから、NTT東・西は、接続事業者が利用できない加入電話の顧客情報を間接的にひかり電話の営業に利用することができる。</p> <p>【「日本電信電話株式会社の在り方について」96/02/29 答申(抜粋)】</p> <p>3 競争促進の意義</p> <p>(3) 競争促進政策の形態</p> <p>(ア) <略></p> <p>(イ) <略></p> <p>(ウ) <略></p> <p>(エ) 例えば、日本電信電話株式会社(NTT)と長距離系の新第一</p>	<p>【NTT グループ一体経営による競争上優位な状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> • KDDI 殿及びケイ・オプティコム殿の意見に賛同します。 • 「NTT ブランド」、「アクセス部門の保有による競争上優位な状況」、「子会社を含めた共同的・一体的な市場支配力の濫用」等についても、活用業務の認可申請時の判断材料として追加することが必要であると考えます。 • また、前述のとおり、真に競争事業者との同等性が確保されるよう、NTT 東西の市場支配力の源泉であるボトルネック設備の構造分離が必須であると考えます。少なくとも、当面の措置として、実質的な機能分離等によりアクセス網の分離が手当てされ、同等性の確保が行われない限り、活用業務は一切認めるべきではないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>種電気通信事業者(NCC)との間の関係を見ても、</p> <p>(a) <略></p> <p>(b) 現在の構造下では、長距離と地域間の内部相互補助、情報の流用などの可能性が常に存在するほか、NCCからはNTT社内の長距離・地域一体営業の問題が指摘されている。</p> <p>(オ) こうした問題について、行政が行為規制のみで解決を図ろうとしても、内部相互補助や情報流用を抜本的に解消することは困難である。</p> <p>(カ) <略></p> <p>(キ) <略></p> <p>(ク) 以上のように、我が国では、これまで、独占的事業者であるNTTに対し非構造的措置による対応を図ってきたところであるが、接続問題等において、その限界が示されており、真の意味での競争を実現する観点から、構造的措置を非構造的措置と併せ実施することを検討する必要がある。</p> <p>(2)NTTグループ一体経営による競争上優位な状況 NTTグループ一体経営によるブランド効果・グループ全体での購買力等が、NTT東・西に競争上有利に働いています。</p> <p>なお「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書」においても、NTT東・西を起点とするNTTグループの共同的・一体的な市場支配力について以下の通り指摘されています。</p> <p>【「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会報告書」06/09/15 抜粋】 共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための新しい競争ルール整備 (P30)</p> <p>「したがって、NTT東西とその受託等を受ける子会社等(電気通信事業者に限定することなく、NTT東西の事業展開と密接不可分性</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>が高いと認められる子会社等(対象)を含め、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力(又は市場支配力のレバレッジ)の濫用等を防止するため、先ずは詳細な実態把握を行うとともに、新しい競争ルールの整備について早急に検討に着手し、所要の制度整備を行うことが必要である。」</p>	
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>b. 利用者がサービス事業者を選択するにあたり、独占的地位により築き上げられた「NTTブランド」は大きな選択要因となることから、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれの評価パラメータとして「NTTブランド」の影響力を加味する必要があると考えます。</p>	
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>b. 活用業務ガイドラインにおいて、活用業務に係る会計の分離が規定されていますが、現行の会計制度との関係が必ずしも明確でなく、またその詳細が非公表とされている等、<u>遵守状況が確認できない状況にあるため、会計分離の遵守を徹底するとともに、適正に会計が分離されていることを証明できる会計情報を公表する必要がある</u>と考えます。</p>	<p>【不当な内部相互補助の防止／会計分離の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケイ・オプティコム殿の意見に賛同します。 不当な内部相互補助を防止する観点からも、活用業務と地域業務の会計を分離することが不可欠であり、現在行われている会計制度の見直しと連携した上で、活用業務の会計分離に係る適正なコスト配賦や関連データの公表等の制度を整備することが必須であると考えます。
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>a. 仮に、NTT東西において「営業面でのファイアーウォール」や「不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)」が適正になされていたとしても、NTT東西からの業務委託等により、独占的な既存業務と活用業務に係る業務を合わせて実施可能な子会社やアウトソーシング会社において適正な措置がなされなければ、NTT法や活用業務ガイドラインの目的が達成されないことから、<u>NTT東西の子会社やアウトソーシング会社にも活用業務ガイドラインを適用し、NTT東西に対しその遵守徹底義務を課す必要がある</u>と考えます。</p>	<p>【NTT 東西の子会社等への活用業務ガイドライン適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケイ・オプティコム殿の意見に賛同します。 NTT 東西の子会社やアウトソーシング会社は実質的にNTT 東西の活用業務を含めたサービス運営の一部を担っているため、NTT 東西と同等の措置(営業面でのファイアーウォール等)を適用することが必要であると考えます。
<p>KDDI</p>	<p>活用業務として審査する場合は、概念上の界間部分ではなく、サービス全体についておそれの程度を審査するよう、<u>現行の活用業務認可制度を見直す</u>べきと考えます。</p>	<p>【サービス全体かつ中長期視点での影響評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> KDDI 殿及びケイ・オプティコム殿の意見に賛同します。
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>認可時に競争状況を評価する際には、当該業務に係る限定された市場のみを対象とするのではなく、<u>市場全体に与える影響も中長</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 活用業務の審査においては、活用業務を含めたサービス全体及び中長期的な観点からの競争環境への影響についても評価され

意見提出者	該当部分	再意見
ム	期的な視点を踏まえ評価する必要があると考えます。	ることが必要であると考えます。
イー・アクセス／ イー・モバイル	NTT東西が中期経営戦略で計画しているNGNは活用業務の認可申請の対象とすべきと考えます。	<p>【NGN に対する活用業務制度の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。 NTT 東西が NGN を構築し、サービスを提供する場合には、NGN 全体（サービスレイヤ及びプラットフォームレイヤを含む）及び NGN 上で提供されるサービスについての活用業務申請が当然必要であり、厳格に競争環境への影響を審査していくためにも、NGN における接続ルールが整備されない限り、当該業務に係る認可はなされるべきでないと考えます。 また、NGN における接続ルールについては、今後の IP 化時代における接続ルールの基礎となっていくと考えられることから、関係者の意見を十分に踏まえた上で議論が尽くされる必要があると考えます。
イー・アクセス／ イー・モバイル	<p>NGNでは、アクセスチャージの考え方などについても多種多様な課題があり検討項目も幅広くなると想定されます。<u>接続ルールが整備されていないままサービスが開始されることのないよう、接続ルールの検討についての時間を確保すべきと考えます。</u></p> <p>接続事業者としては、接続ルール確立後、接続事業者も同様のサービスを開始することができるように半年以上の期間をいただきたいと考えます。これは、NTT東西のコロケーション手続きや工事期間のみを考慮しても、最低限必要な期間となります。</p>	
ケイ・オプティコム	仮にNTT組織論前に認可可否を判断する場合であっても、NTT西日本とNTT東日本は別会社であるため、ネットワークインフラは当然のことながら課金や認証システム等のサービスプラットフォームも別々に構築することが大前提であり、構築したシステム等について競争事業者に対して同等に接続・開放する等、同等性の確保が必須と考えます。	<p>【NGN サービスプラットフォームの開放】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケイ・オプティコム殿の意見に賛同します。 NTT 東西の NGN における課金・認証システム等のサービスプラットフォームは、NTT 東西別々に構築し、個別に運用すべきであると考えます。 また、これらのサービスプラットフォームには競争事業者が公平に接続できるように整備を行い、NTT 東西の利用部門と競争事業者との同等性を確保する必要があると考えます。
イー・アクセス／ イー・モバイル	NGNの認可申請など、重要案件については、 <u>総務省で審査する際に有識者の意見等を反映させるなど、慎重な手続きをとっていただけるよう強く要望します。</u>	<p>【活用業務認可審査は、有識者の意見等を反映すべき】</p> <ul style="list-style-type: none"> イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。 活用業務認可申請における審査手続においては、外部検証性を

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>高めることが必須であり、有識者の意見等が反映される手続を整備することは有効な手段の一つであると考えます。</p>
ケイ・オプティコム	<p>b. 認可時の各種措置の実施状況等の公表について、活用業務ガイドラインで義務付けられているにもかかわらず、「経営情報が含まれるため非公表」となっている事項に関し、例外なく公表する必要があると考えます。</p>	<p>【実施状況報告の実効性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケイ・オプティコム殿の意見に賛同します。 外部検証性を高めるために、現状の実施状況等の報告において、非公表となっている事項が例外なく公表されるべきであると考えます。 広く一般への公表が難しい事項については、機密保持契約の締結により開示対象を制限するなどし、全ての情報を検証可能とする制度を整備すべきであると考えます。
ケイ・オプティコム	<p>c. 「各種措置が不十分な場合または新たに講ずるべき措置が出てきた場合に必要に応じて所要の措置の実施を求める」との考え方が各所で示されていますが、その手続きやタイミング等を明確にする必要があると考えます。</p>	<p>【定期的なチェック及び必要に応じた追加処置の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケイ・オプティコム殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。 「各種措置が不十分な場合または新たに講ずるべき措置が出てきた場合の所要の措置を求める」というケースについて、その手続きや実施時期等を明確に定め、ガイドライン等に明示することが必要であると考えます。 例えば、競争セーフガード制度等の定期的な検証スキームの中で、そのプロセスを確立することも検討に値するものと考えます。
イー・アクセス／イー・モバイル	<p>活用業務の認可申請内容と実績が乖離しているかどうか、年一度等の定期的なチェックを実施すべきと考えます。チェックの結果、問題がある場合は、過去に認可した活用業務であっても、再度申請を義務付けるような制度が必要と考えます。</p>	
イー・アクセス／イー・モバイル	<p>NTT東西の活用業務において結果的に固定電話事業に悪影響を及ぼす場合は、NTT東西の自己責任でカバーされるべきであり、接続事業者や消費者に転嫁されるべきではないと考えます。</p>	<p>【ユニバーサルサービス提供との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。 NTT 東西が活用業務を提供することにより、結果的に固定電話事業等のユニバーサルサービス提供に悪影響を及ぼした場合に

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>は、そのコストを競争事業者や消費者に転嫁することなく、NTT東西の自己責任で賄うべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • さらに、弊社共が2月9日付けの当初意見書でも述べているとおり、そもそも NTT 東西がユニバーサルサービス基金の交付を受けている状況においては、一切の活用業務を認可すべきでないと考えます。

【参考資料】

UKにおける機能分離（BTのアクセスサービス部門の分離に関するもの）

- アクセスサービス部門を分離して設立
- アクセスサービス部門による、BT のアクセス網に関するサービスの提供
- アクセスサービス部門による、アクセス網に関するサービスの管理、販売等に関する基準の策定
- アクセスサービス部門による、アクセス網に関する料金設定及びコマーシャルポリシーの策定
- アクセスサービス部門における資産の管理や運用の分離
- アクセスサービス部門における人員の分離
- アクセスサービス部門の会計分離及び報告
- アクセスサービス部門の本社経営チームの社屋の分離
- アクセスサービス部門の業績にのみ基づく報酬の設定
- アクセスサービス部門から他の部門への顧客情報開示の禁止
- アクセスサービス部門におけるオペレーションサポートシステムの分離構築
- アクセスサービス部門における固有ブランドの利用
- アクセスサービス部門は BT の Operating Committee (BT ホールセール、BT リテール等が参加) から独立
- BT 内部のコンプライアンス確保を目的とした、第三者委員会「Equality of Access Board (EAB)」の設置